

「洲本市高齢者保健福祉計画及び第10期介護保険事業計画」及
び「洲本市障害者基本計画他2計画」策定支援業務委託公募型
プロポーザル実施要領

令和7年6月

洲本市健康福祉部介護福祉課

洲本市健康福祉部福祉課

1 趣旨

本実施要領は、「洲本市高齢者保健福祉計画及び第10期介護保険事業計画」、「第4次洲本市障害者基本計画」、「第8期洲本市障害福祉計画」及び「第4期洲本市障害児福祉計画」の策定支援業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 業務名

「洲本市高齢者保健福祉計画及び第10期介護保険事業計画」及び「洲本市障害者基本計画他2計画」策定支援業務委託

(2) 目的

洲本市における、さらなる福祉事業の充実に向けた取組の推進を目的として、令和8年度に計画期間の最終年度を迎える「洲本市高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画」、「第3次洲本市障害者基本計画」、「第7期洲本市障害福祉計画」及び「第3期洲本市障害児福祉計画」の次期計画（「洲本市高齢者保健福祉計画及び第10期介護保険事業計画」、「第4次洲本市障害者基本計画」、「第8期洲本市障害福祉計画」、「第4期洲本市障害児福祉計画」）のニーズ調査及び計画策定を一体的に行うものとする。これにより、計画間の整合性を高めるとともに、業務の円滑化、人的・経済的負担の軽減を図り、効果的かつ効率的な計画策定を実施することを目的とする。

(3) 業務内容

別添「「洲本市高齢者保健福祉計画及び第10期介護保険事業計画」及び「洲本市障害者基本計画他2計画」策定支援業務委託仕様書」のとおり

(4) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで ※債務負担行為による

(5) 業務の実施場所

洲本市役所ほか

3 見積上限額

本業務の委託料の見積上限額は、次のとおり（消費税及び地方消費税を含む）とする。

	業務区分	令和7年度	令和8年度	合計
①	「洲本市高齢者保健福祉計画及び第10期介護保険事業計画」策定支援業務	1,875千円	6,500千円	8,375千円
②	「洲本市障害者基本計画他2計画」策定支援業務	2,600千円	4,400千円	7,000千円

※「洲本市高齢者保健福祉計画及び第10期介護保険事業計画」策定支援業務、「洲本市障害者基本計画他2計画」策定支援業務の両業務又は片方の業務において、各年度の見積上限額を超過している場合は失格とする。

4 実施形式

本業務の受託者は、本公募型プロポーザルにより選定した受託候補者と優先交渉を行い、協議の上、決定する。

5 参加資格要件

本公募型プロポーザルに参加することができる者は、参加申込書の提出日現在において次に掲げる条件に全て該当し、「参加資格確認書【様式2号】」により、その資格が確認された者とする。なお、参加資格確認後において、資格要件を満たさなくなった場合は、参加資格及び契約交渉権を取り消す場合があります。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく洲本市入札参加資格制限基準（平成18年洲本市告示第27号）による入札参加の資格制限に該当しない者であること。
- (2) 洲本市指名停止基準（平成18年洲本市訓令第53号）に基づく指名停止措置を受けていないこと又は同基準別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。
- (3) 過去3年以内に、兵庫県及び兵庫県内自治体における福祉関連計画業務支援において、契約主体となる受託者が地方公共団体より指名停止を受けていないこと。
- (4) 洲本市暴力団排除条例（平成25年3月25日条例第2号）第2条第1号に定める暴力団、同条第2号に定める暴力団員及び同条第3号に定める暴力団密接関係者に該当しないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、または会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 納期の到来している国税、都道府県税及び市区町村税並びに市の徴収金を滞納していないこと。
- (7) 近畿2府4県において、第9期介護保険事業計画及び第7期障害福祉計画の策定支援業務の実績があること（どちらか片方のみの計画の策定支援業務実績の場合は参加資格対象外とする）。
- (8) プライバシーマークの認証を取得していること。

6 公募スケジュール

項目	日程
公募開始、実施要領公表	令和7年6月20日（金）
質問書の提出期限	令和7年6月30日（月）
質問書に対する回答期限	令和7年7月7日（月）
参加申込書及び会社概要書等の提出期限	令和7年7月16日（水）
企画提案書等の提出期限	令和7年7月30日（水）
第1次審査（書類審査）	令和7年7月31日（木）
第1次審査の結果発表	令和7年8月4日（月）
第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和7年8月21日（木）午後
最終選考結果の通知及び公表	令和7年8月下旬（予定）
契約の締結	令和7年8月下旬（予定）

7 参加申込方法

「5 参加資格要件」を満たし、本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び洲本市財務規則（平成18年2月11日規則第49号）等を理解した上で、下記の必要書類をすべて揃えて提出すること。

（1）提出書類

	提出書類	記載内容	部数	様式等
①	参加申込書	様式のとおり	1部	様式1号
②	参加資格確認書	様式のとおり	1部	様式2号
③	会社概要書	沿革、従業員数、事業所などを記載すること。 会社パンフレットがある場合は、参考資料として添付すること。	1部	様式3号
④	誓約書		1部	様式4号
⑤	登記簿謄本	交付から3ヶ月以内のもの（複写可）	1部	
⑥	「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の納税証明書（その3の3）	(ア)法人の完納証明書（複写可） (イ)代表者の完納証明書（複写可）	1部	
⑦	直近の決算報告書		1部	
⑧	業務実績表	第9期介護保険事業計画及び第7期障害福祉計画の策定支援業務の実績を記載すること（近畿2府4県に限る）。 なお、関連会社の実績は含めないものとする。	1部	様式5号
⑨	プライバシーマーク登録証	（複写可） ※登録回数に記載があるもの	1部	
⑩	委任状	様式のとおり ※本店から支店等に委任する場合	1部	様式11号

※参加申込書の提出後に辞退する場合は、令和7年7月30日（水）までに辞退届（様式6号）を提出すること。

(2) 参加申込書等の提出期限

令和7年7月16日（水）17時必着

(3) 提出方法

郵送（必着）または持参により提出すること。

※持参の場合は土日祝を除く9時から17時までとする。

(4) 提出先

洲本市 健康福祉部 福祉課

〒656-8686 兵庫県洲本市本町三丁目4番10号 本庁舎2階

電話：0799-22-3332（直通） FAX：0799-22-1690

e-mail: fukushi@city.sumoto.lg.jp

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

提出書類は以下のとおり。なお、参加申込書の受理後、本市から参加申込者に整理番号を通知するので、副本には参加者の名称（事業者名）は記載せず、整理番号を記載すること。

	提出書類	記載内容	部数	様式等
①	企画提案書表紙	様式のとおり	正本1部	様式7号
②	企画提案書	<p>体裁は原則としてA4判（A3判の折込みも可）とし、縦横は問わないが横書きとする。 枚数の制限はしないが、要点を簡潔にまとめて作成すること。</p> <p>【記載内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務実施方針 ・本市における高齢者福祉・介護保険及び障害者福祉の現状や課題の整理 ・障害者、障害者関係団体、障害福祉サービス事業所、企業へのアンケート調査に関するニーズや課題の把握及び新たな設問等の工夫に関する提案 ・高齢者福祉、障害者福祉のアンケート調査等の集計、分析方法の手法などに関する提案 ・独自提案 ・法律や制度、全国市町村の先進事例等、本市に有益な情報提供の内容に関する提案 	<p>正本1部 副本9部</p>	様式自由

		<ul style="list-style-type: none"> ・各計画の業務工程表 ・その他計画策定業務内容に関する具体的な提案 		
③	業務実績表	※参加申込時に提出した業務実績表の副本を提出すること。	副本 9 部	様式 5 号
④	プライバシーマーク登録証	※参加申込時に提出した登録証の副本を提出すること。	副本 9 部	
⑤	業務実施体制表	様式のとおり	正本 1 部 副本 9 部	様式 8 号
⑥	見積書	<ul style="list-style-type: none"> ・「3 見積上限額」の各年度に示す額を上限額とする。 ・内訳として業務区分毎及び年度毎の金額も記載すること。 ・代表者職氏名の記載、押印したものを提出すること。 ・金額は消費税及び地方消費税を含めて記入すること。 	正本 1 部 副本 9 部	様式 9 号 任意様式

(2) 企画提案書等の提出期限

令和 7 年 7 月 30 日 (水) 17 時必着

(3) 提出方法

郵送 (必着) または持参により提出すること。

※持参の場合は土日祝を除く 9 時から 17 時までとする。

(4) 提出先

洲本市 健康福祉部 福祉課

〒656-8686 兵庫県洲本市本町三丁目 4 番 10 号 本庁舎 2 階

電話: 0799-22-3332 (直通) FAX : 0799-22-1690

e-mail: fukushi@city.sumoto.lg.jp

9 質問及び回答方法

(1) 質問方法

質問がある場合は、所定の質問書 (様式 10 号) に質問の要旨を簡潔に記入し、洲本市健康福祉部福祉課宛に電子メールで送信すること。メールのタイトルは「高齢者福祉及び障害者福祉関係計画策定支援業務プロポーザル質問書 (事業者名)」とし、必ず、電話で受信を確認すること。電子メール以外での質問は受け付けない。

なお、評価及び審査に係る質問は受け付けない。

e-mail: fukushi@city.sumoto.lg.jp

(2) 質問書の受付期限

令和7年6月30日（月）17時必着

(3) 回答方法

質問者に回答するほか、質問の要旨と回答を取りまとめ、令和7年7月7日（月）までに洲本市のホームページに掲載する。

10 選定方法等（第1次審査）

審査基準に沿って、書類による第1次審査を実施する。

(1) 審査基準について

①第1次審査基準について

事務局により、下表のとおり、審査項目、審査基準、配点を設定し、40点満点で採点する。

審査項目	審査基準	配点
業務実績	近畿2府4県における第9期介護保険事業計画策定業務の契約実績を評価する。	15点
	近畿2府4県における第7期障害福祉計画の計画策定業務の契約実績を評価する。	15点
企業体制	プライバシーマークの取得及び更新歴を評価する。	10点
見積金額	「洲本市高齢者保健福祉計画及び第10期介護保険事業計画」策定支援業務、「洲本市障害者基本計画他2計画」策定支援業務の両業務において、それぞれ各年度の見積上限額の範囲内であるか。	

※「洲本市高齢者保健福祉計画及び第10期介護保険事業計画」策定支援業務、「洲本市障害者基本計画他2計画」策定支援業務の両業務又は片方の業務において、各年度の見積上限額を超過している場合は失格とする。

(2) 実施方法について

①事務局において、審査基準に基づき評価を行い、評価点が24点（評価点上限の合計点の60%。以下「第1次審査基準点」という。）以上の者のうち上位3者を第2次審査候補者とする。但し、評価点の合計が同数の場合は、近畿2府4県における第9期介護保険事業計画策定業務の契約実績数と第7期障害福祉計画の計画策定業務の契約実績数を合計した実績数の多い者を上位とする。

なお、参加申込者が3者以下の場合であっても第1次審査を実施する。

②第1次審査対象者全員が第1次審査基準点未満の場合は、第2次審査は実施しない。

(3) 第1次審査結果の通知について

第1次審査の結果については、令和7年8月4日（月）にファックス又は電子メールで通知し、併せて第2次審査候補者については日時等の詳細を通知する。

11 選定方法等（第2次審査）

審査基準に沿って、具体的な業務内容面（プレゼンテーションを含む。）及び見積書に基づいた第2次審査を実施する。

(1) 審査基準について

選定委員により下表のとおり、審査項目、審査基準、配点を設定し、100点満点で採点する。

※ 第1次審査の点数は繰り越さない。

審査項目	審査基準	配点
企画内容	洲本市における高齢者福祉・介護保険の現状や課題の整理、理解度を評価する。	10点
	洲本市における障害者福祉の現状や課題の整理、理解度を評価する。	10点
	障害者、障害者関係団体、障害福祉サービス事業所及び企業へのアンケート調査に関して、ニーズや課題を把握しやすい調査及び施策の動向や社会情勢等を踏まえた新たな設問などの工夫に関する提案を評価する。	10点
	高齢者福祉及び障害者福祉に係るアンケート調査等の集計方法、分析方法の手法などに関する提案を評価する。	10点
	独自性を活かした企画内容を評価する。	15点
	法律や制度、全国市町村の先進事例等、本市に有益な情報提供の内容を評価する。	10点
実施体制	業務遂行に伴う具体的で明瞭な作業工程の提案を評価する。	15点
	本業務を迅速に遂行し得る体制、人員配置を整えているか。また、担当者の本業務に関する経験及び実績は十分か。	15点
見積額	最低見積額を提示した事業者を5点とし、他の事業者の点数は以下の計算式で算出する。（最低見積合計額 ÷ 当該事業者の見積合計額）× 5点 小数点以下は切り捨て、整数で点数を付与する。	5点

(2) 実施方法について

- ①選定委員会において、第1次審査を通過した第2次審査候補者の企画提案書等についてのプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼンテーション等」という。）を実施する。
- ②選定委員会において、審査基準に基づき評価を行い、選定委員が評価した項目毎の平均の合計が60点（評価点上限の合計点の60%。以下「第2次審査基準点」という。）以上の者のうち、第2次審査評価の合計（最高100点）が最高得点者を受託候補者とする。ただし、最高得点者が複数の場合は、見積書の金額が最も安価な者を上位とする。なお、見積額も同額の場合は、「企画内容（独自性を活かした企画内容を評価する。）」における選定委員の評価点の合計平均が高い者を上位とします。それでもなお同点の場合は選定委員の合議により順位を決定とする。
- ③第2次審査候補者全員が第2次審査基準点未満の場合は「該当なし」とする。

(3) 実施予定等について

- ①日程：令和7年8月21日（木）午後を予定

②所要時間

プレゼンテーション	ヒアリング
20分以内	15分程度

③場所及び時間

別途通知します。

(4) その他留意事項

- ①プレゼンテーション等の参加人数は3名以内とし、統括責任者も出席すること。
- ②プレゼンテーション等は提出された企画提案書の内容に沿って行うものとする。
- ③プレゼンテーションは「審査基準」に記載されている内容について重点的に説明を行うこと。
- ④プレゼンテーション時の資料は全て社名等を秘匿したものを使用し、提案者は、名札やバッジ等自社の社名を特定できるようなものを身に付けず、自社の社名等を発言しないこととする。
- ⑤プレゼンテーションに必要な機材等はプロジェクター、スクリーン及び接続ケーブル（RGBまたはHDMI）を除き、提案者が用意すること。
- ⑥企画提案書の提出期限までに提出された企画提案書に添付していなかった資料を新たに提出することはできない。
- ⑦選定には加わらないが、本市の事務担当者もプレゼンテーション等に参加する。
- ⑧指定された時間までに参集していない場合は辞退したものとみなす。

(5) 第2次審査結果の通知について

審査の結果は、速やかに審査対象者全員に対して、電子メール及び書面で通知する。

(6) 契約の締結

第2次審査の最高得点者を受託候補者とする。当該事業者の辞退等の理由により契約が締結できない場合は、次順位の事業者を受託候補者とする。

12 選定結果の公表

選定結果については、次のとおり洲本市ホームページで公表する。

(1) 公表事項

- ①受託候補者の名称及び評価点を公表する。
- ②受託候補者以外の提案者の名称は符号表記とし、評価点を公表する。
- ③提案者が2者の場合には、次点者の評価点は公表しない。

13 その他

(1) 契約保証金の納付義務

有り。ただし、洲本市契約規則（平成18年洲本市規則第53号）第25条ただし書の規定に該当する場合は免除する。

(2) このプロポーザルへの参加に必要な経費は、参加申込者の負担とする。

(3) 提出書類の取扱いは、以下のとおりとする。

- ① 提出期限後の提出書類の差し替えまたは再提出は認めない。
- ② 提出された書類は返却しない。
- ③ 洲本市は、提出書類をこのプロポーザル以外の目的で使用せず、また、当該参加者に無断で公表しない。
- ④ 洲本市は、このプロポーザルに必要な範囲で提出書類を複写することがある。
- ⑤ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
- ⑥ 企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、失格とする。

(4) このプロポーザルにおいて、その公正な執行を妨げた者または公正な価格の成立を害し、もしくは不正な利益を得ようとした者は失格とする。

(5) 提出書類に重大な不備または虚偽の記載があった場合は、申込そのものを無効とする。

(6) 郵送等の通信事故において、市はいかなる責任も負わない。

(7) 受託事業者は関係法令、洲本市条例、規則、規定、要綱を遵守するものとする。

(8) 審査会は非公開とし、審査基準に係る質問や異議は一切認めない。

(9) 企画提案書は、洲本市の保有する情報の公開に関する条例（令和4年12月20日条例第25号）に基づき、非公開とする部分を除き、公開することがある。

14 問合せ・連絡先

洲本市 健康福祉部 福祉課

〒656-8686 兵庫県洲本市本町三丁目 4 番10号

電話：0799-22-3332（直通） FAX：0799-22-1690

e-mail: fukushi@city.sumoto.lg.jp